

産業廃棄物収集運搬業許可証

再複写無効

住 所 群馬県伊勢崎市曲沢町754番地21

氏 名 有限会社ジェイ・ティ・エス 取締役 廣岡 敏博
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和 5年 1月24日

許可の有効年月日 令和10年 1月23日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物 (自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

- ・燃え殻
- ・汚泥
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・動植物性残さ
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
- 及び陶磁器くず
- ・鉱さい
- ・がれき類
- ・ばいじん

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

朱社印とこの赤印なきもの無効

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成25年 1月24日 当初許可

平成25年 5月 1日 変更届出書受理 (名称を有限会社関東興運から変更したこと。)

平成30年 1月24日 更新許可

令和 5年 1月24日 更新許可

以下余白

4. 積替え許可 (盛岡市の許可) の有無 無

以下余白

(以下、裏面記載)